

Title	土地集積の利回りと地租改正：長野県高井郡東江部村山田家の場合
Sub Title	Net returns from landholding and the Meiji land reform : the case of the Yamada family, Higashi-ebe-mura, Takai-gun, Nagano Prefecture
Author	横山, 憲長
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.3 (1980. 6) ,p.466(146)- 480(160)
JaLC DOI	10.14991/001.19800601-0146
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800601-0146

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

土地集積の利回りと地租改正

—長野県高井郡東江部村山田家の場合—

横山憲長

はじめに

I 地域と土地取引の概要

- (1) 山田家関係地域の特質について
- (2) 土地取引形態について

II 土地収益利回り

III おわりに

はじめに

日本地主制の研究において、従来、地主階級の頂点をなす大地主について多くの成果が積み重ねられてきた。その中で連年の土地集積量の累計を表示し、その量的変化について意義付けたものは多い。それによると、一定の時点において土地所有の(他町村への)外延的拡大は、主として貸付金の抵当流れによる場合か、特定の中小地主の没落による買取りの場合が普通であった。しかし土地の抵当流れによるにしても、買得にしても、当該取得地の利回り計算にまで立ち入ったものは乏しい。これは圧倒的多数をほこる中小地主・手作地主の土地集積のあり方とくらべた場合重要である。

中小地主は、居村内外における名望家(村会議員等)の地位を確保するために、一定の土地集積を必要とする。⁽¹⁾そこでは土地利回りの問題は背後に追いやられている。

こうした圧倒的に多い中小地主の一般的性向にたいして、大地主のそれを地租改正との関連で明らかにし

ようとするのが本稿に与えられた課題である。従来の研究の傾向が土地集積に関して、累積(量的変化)に力点が置かれていたとすれば、その累積も無秩序に行なわれたのではなく、大地主は平面(地域)上でみると、土地収益利回りという経済観念にもとづいた集積方法、行動をとっていたのである。ここで立証しようとすることは、地租改正を契機として集積地域が変更をきたしたことである。

本稿の対象とする地主は長野県下高井郡東江部村(現在中野市)山田荘左衛門家である。大正13年における調査によると、田103町、畑42町、計145町の県内最大(個人として)の地主である。

下高井郡において地租改正以前、高社山(1,351m)をはさんで南側の中野地方(江部を含む)と北側の木島地方の貢租(賦課)率を比較した場合、後者の方が高率であった。それが改租によって、木島地方の土地利回りがより有利となり、山田家は中野地方よりも商品生産の遅れていたその地方へ急速に進出していった。それも、中野地方の所有地を売却し、その代金をもって木島地方の土地を買い取っているのである。この土地買替えの論理が土地投資利回りとの関連で明らかにされる必要がある。⁽²⁾

I 地域と土地取引の概要

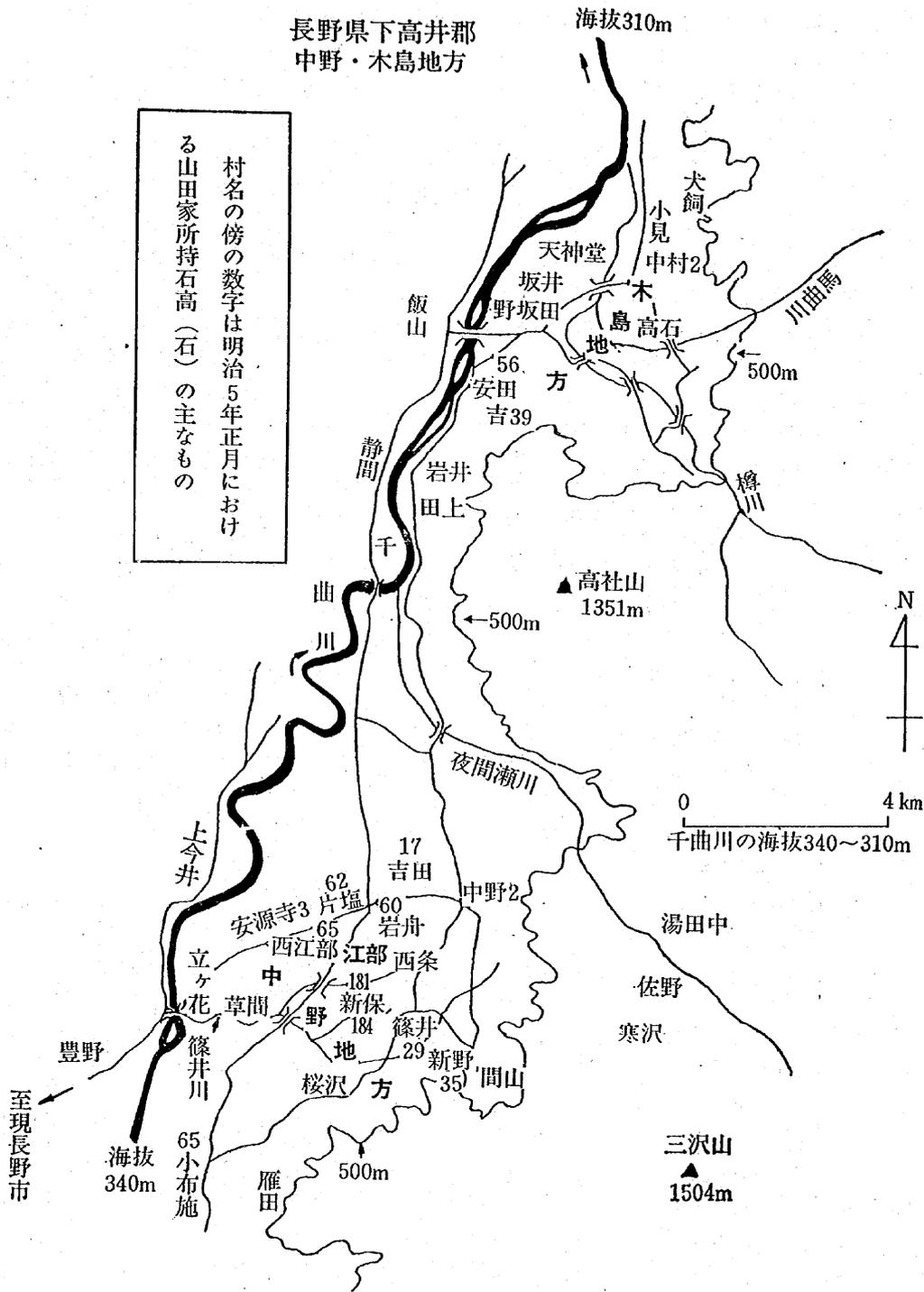
(1) 山田家関係地域の特質について

長野県北部地方の明治初年は新たに興隆をみる農産

注(1) たとえば埼玉県養蚕地帯の手作地主太田家では他町村に散在する所有地を居村に集中することによって、村会議員(1884年~1904年)をつとめることができた。(『東松山市域における手作地主経営の展開——下野本太田家の場合——』p. 6. 東松山市史編さん調査報告第18集)

(2) 東江部村近傍の壬申地券調・地租改正実施と、それが山田家に及ぼした租税的影響とについては、拙稿「旧長野県における壬申地券調・地租改正と地主経営——高井郡東江部村山田荘左衛門家の影響——」『長野県近代史研究』第10号(1979)にゆずる。

土地集積の利回りと地租改正



物・繭と、棉花・麻・たばこ、その他果実・蔬菜類などの旧来からの自給的色彩の濃い、あるいはやがて衰退する農産物が複合した時期である。いま明治7年物

産表によって長野県および江部村の属する第拾九大区の物産状況を比較してみると、第拾九大区の方は米の比重が小さく、逆に雑穀、加工原料作物(なたね、蚕

卵紙)の比重が大きい。

明治18年の長野県統計書によって郡別畑地利用状況をみると、畑全体にたいする桑園の比率は県全体で13%であるのに対して、下高井郡では6.7%と低い。そして春蚕農家数=総養蚕農家数と考え、それで全桑園反別を除いた1戸当たり桑園反別を算出すると、長野県では13.3畝、下高井郡では5.8畝と前者の半分程度である。畑勝ちな長野県において、さらに畑の比率の高い下高井郡にあって、後者の畑に対する桑園反別の割合が絶対的にも養蚕農家1戸当たりでみて小さいことから、畑の利用は自給的作物に比重がかかっており、桑(→繭)を中心とした商品作物の生産は遅れていたことを示している。また県統計書によって郡別の米の反収をみると、下高井郡は1石ちょうど程度であるが、佐久・東筑摩・伊那は1石2~4斗台を呈しており、県平均の1石1斗とくらべてみて下

高井地域の低さが知られよう。これらのことは総じて、農民層の分化・分解状態からも指摘できる。すなわち下高井郡は小作地率・小作農の比率が低いのである。

下高井郡のなかにおいても中野地方の北方に位置する木島地方はより遅れた地方であった。いまそのことを、明治7年の「物産取調書」を用いて山田家居村を中核とした中野地方を含む第拾九大区と木島地方を含む第二十一大区を比較することによって示そうとしたのが表1である。

まず田畑の反別はともに中野地方の方が若干多いが、大差ない。しかし畑の反当地価金は中野地方が2倍以上の高さである。主要な商品作物のうち「現(玄)米」は中野地方の方が上等米の割合が高く、また「石当価格」も高いので、「現米反収」は1石前後で両地方とも同程度であるが、「通価」(価額)は大幅に中野地方の方が有利となっている。そのほか一般農家に普及し

<表1> 明治7年における中野地方と木島地方の物産比較

		第拾九大区(中野地方)				第貳拾壹大区(木島地方)							
農産物名		数量(同割合)		通 価		数量(同割合)		通 価					
				石 当価格				石 当価格					
				円 銭 円				円 銭 円					
現 米	上	2,740	231 (28.7)	12,924	57	4.72	379	617 (4.1)	1,556	43	4.10		
	中	3,304	716 (34.6)	15,033	82	4.55	3,770	306 (40.3)	14,889	97	3.95		
	下	3,505	621 (36.7)	14,708	74	4.20	5,198	869 (55.6)	16,067	21	3.09		
	計	9,550	568 (100.0)	42,667	13	4.47	9,348	792 (100.0)	32,513	61	3.48		
小 麦	上	600	643	1,654	35	2.75	81	880	248	17	3.03		
	中	852	834	2,247	13	2.63	370	830	1,083	87	2.92		
	下	1,228	254	3,271	81	2.66	452	710	1,332	04	2.94		
	計	2,681	731	7,173	28	2.67							
繭		貫	8,222	360	11,655	78	1.42	貫	1,510	800	2,137	54	1.42
菜 種		石	1,626	315	6,685	55	4.11	石	291	810	1,107	88	3.80
木 綿		貫	2,267	025	2,597	10	1.15	貫	100	000	199	23	1.99
反 別 反当地価金		田	971町5反	畑	1,172町2反			田	938町6反6畝	畑	1,096町7反2畝		
			34円63銭		15円14銭				33円13銭		6円83銭		

(注) 1) 現米反収: 第拾九大区0.983石, 第二十一大区0.996石
2) 明治8年3月「物産取調書」(長野県庁所蔵文書), 『長野県町村誌』(北信篇)。

注(3) 「物産取調書」から大區別中米1石当たり米価を算出すると、明治7年にあっては、第十七大区(須坂町を含む)4.70円、第拾九大区(中野地方を含む)4.55円、第二十七大区(飯山町を含む)4.31円、第二十一大区(木島地方を含む)3.95円となる。すなわち中野の米価は須坂町の米相場に、木島の米価は飯山町の米相場に引きつけられている。明治8年の米価についてもこの関係、価格序列は変わらない。

土地集積の利回りと地租改正

ていた主な畑作商品作物についても、ほぼ同程度の畑反別にもかかわらず、小麦・繭・菜種・木綿ともに中野地方は著しく凌駕している。衰退しつつある木綿といえども、未だ中野地方においては商品作物として売買の対象となっていたのである⁽⁴⁾。

最後に山田家の居村である東江部村の田畑所有の階層構成を明治8年12月の「名寄帳」⁽⁵⁾によってみると、村総耕地反別のうち田は48町8反(63.9%)、畑は27町6反(32.1%)である。このうち山田家は田18町9反(田の39%)、畑11町4反(畑の41%)を所有している。またそれは、明治5年正月「地方調」(山田家)の山田家総持高876石の半分以下である。

(2)土地取引形態について

山田家の明治5(申)年の土地取引形態をみると、高入(土地取得)については永代買が大部分であり、また高除(土地譲渡)についても永代渡(永代売渡)が圧倒的である(残りは質返し)。とくに質を通じての高入は2件(いずれも分家から)あるが、こうしたケースは第10代荘左衛門(代々襲名)の没(壬申6月)後は見られなくなり、書入形態に転化する。

つぎに、山田家の田畑取引の相手はどのような階層であったかをみよう。<表2>のごとく明治5年から11年の間で、同家の土地売渡件数のうち、買取った相手(新所有者)が自作兼地主である場合は142件、元小作人がそのまま所有者になるのが11件である。したがって、山田家の土地売渡しは自作農上層を相手とする場合が圧倒的であるといえよう。他方、同家の土地買入の場合をみると、買入件数のうち、旧所有者=自作兼地主の小作地であったものが170件、自作農(自小作農)の直小作化が88件みられる。すなわち自作兼地主からの買入件数が自作農からのそれよりも約2倍多く、先の売渡しの際ほどの極端さはないが、総

<表2> 山田家の耕地売渡買取筆数

	〔売〕新所有者			〔買〕旧所有者(地)		
	元小作人	元で小な作人者	不明	(小自作地)地主	(自直小作地)作化	不明
明治5年	3	15	3	—	—	—
6年	3	52	1	39	4	12
7年	2	12	0	29	6	0
8年	0	13	0	8	17	0
9年	0	7	0	63	32	30
10年	2	36	33	26	24	98
11年	1	7	10	5	5	12
合計	11	142	47	170	88	152

- (注) 1) 山田家「萬差引調帳」
 2) 「不明」のうちほとんどが木島地方のもの。(直接耕作者名の記載がないため)
 3) 新所有者=「元小作人でない者」への売渡し。合計142件のほかに「質返し」3件あり。(明治6年2件、7年1件)

じてこの時期の山田家からみた土地売買は地主対上層農・自作兼地主の取引とあって差支えないだろう。

山田家の文化13年(1816)における所持高は752石余であり、明治5年(1872)正月のそれは875石6斗余であるから、その期間中(56年間)の1年当たりの所持高の増加は平均して2石2斗程度である。そのことを念頭において<表3>をみると、同家の田畑取得(高入)の著しいのは明治6,9,10年である。同6年の取得の大部分は分家からのもの(分家の第三者にたいする債務整理を目的とした資金調達と推定)と山田久米蔵(親族)との交換によるものであった。つぎに逆に売渡し(高除)の場合をみると、やはり明治6,9,10年が高入に照応して目立った量を示している。このうち

注(4) 『長野県政史 第一巻』p. 132。市川健夫「長野県における綿作と麻作とについて」p. 68『信濃』第10巻第2号 昭和33年。

(5) 中野市立図書館所蔵。なお江部村「地順帳」(同図書館所蔵)によって補正した。

(6) 売渡し142件のほかに、質返しが3件ある。

(7) 明治9年以降、「不明」が増加しているが、これは木島地方諸村の土地の場合がほとんどである。すなわち直接耕作者氏名が記されていない。旧所有者名の中には小見村名主、木島太右衛門や高森曾平の名もみられる。

(8) 古川貞雄「山田松齋論序章」pp. 5~6(中野郷土史研究会機関誌『高井』第2号、昭和41年12月)ただし北大熊村分所有高の記載漏れがあるようであるが、壬申正月におけるその所持高は1斗5升8合にすぎない。(些少であるため漏れたものと思われる。)

(9) 山田隈太郎(明治18年~大正5年の間、第12代荘左衛門を襲名)から1,350円分の買入れをしている。さらに隈太郎は明治6年9月、東江部村の某より100円を、同7年1月、新保村の某より80円を借りている。(第四十三区高井郡東江部村「田畑引当書入典証割印帳」東江部区共有文書による。)

<表3> 山田家田畑取引

取得	田反別		契約小作租		備考	備	考					
	町反	畝歩	俵斗	升合				町反	畝歩	俵斗	升合	
酉入高 (明治6年)	2	5 2 16	114	0 7	高4石4斗8升1合のうち	1	1 7 02	3	0 3	山田桑蔵ヨリ買(新保村分)交換		
戌入高	な	し			3 4 4 5 は畑畝	1	1 4 16	39	0 5	山田文六のために交換売買		
亥入高	8	2 12	26	2 0		2	6 4 28	72	1 3 5	ほか、小作租10俵4斗7升5合分の田畑宅地		
子入高	8	8 6 29	384	1 1 5		3	7 4 15	126	1 2 5			
丑入高	3	6 7 16	127	3 3 7	牟礼小川千代吉ヨリ買 (地換)	7	3 3 09	{145 3 5 49円48銭7厘		小川千代吉(牟礼)ヨリ買(地換)		
内		(5 13	1	3 0)		(1	1 7 01	47	1 2)	ほか、4反6畝15歩の畑反別		
寅入高	4	4 4 26	182	3 7 8		2	9 2 20	{53 3 5 1円48銭				
合計	20	3 9 22	836	4 0 0		18	9 7 00	{496 0 4 0 50円 96銭 7厘				
西除高	2	2 3 13	81	1 0		1	8 5 24	79	4 5	山田桑蔵へ売(東江部分)交換 ほか {小作租12俵分の田畑 { 6畝24歩の畑		
戌除高		5 6 06	19	0 5			9 5 28	44	0 4			
亥除高		1 2 03	4	2 0			5 2 10	18	3 0			
子除高	3	1 7 17	105	4 5		2	1 3 23	42	2 5	ほか {小作租73俵5升分の田畑 { 6反2畝17歩の田畑		
丑除高	1	4 0 07	42	0 0		2	0 9 26	86	2 2			
内		(7 9 27	21	3 0)			(9 3 27	37	1 0)	牟礼・小川千代吉へ売(地換)		
寅除高	1	8 0 10	58	4 5	牟礼・小川千代吉へ売 (地換)		2 4 04	2	2 0	ほか {7畝25歩の畑 {小作租10俵4斗5升分の田畑		
合計	9	2 9 26	311	2 5 0		7	8 1 28	273	4 6 0			

(注) 1) 酉入高とは酉(明治6年)の収穫期から小作料を徴収する取得反別。酉除高とは酉の収穫期には手放している反別。(以下同様)

2) 山田家「萬差引調帳」

土地集積の利回りと地租改正

同6年の売渡しは岩舟村町田八兵衛ほかに對して行なわれ、受取残金を貸金(年利12%の“低利”)にまでして売急ぎ、分家の土地買取り資金を念出している。

してがって、明治9、10年の取引量の急増は同6年(5年も)とは異なった内容をもつものであり、山田家の土地集積における画期とすることができる。そこでこの画期における土地取引の地域的特質を次にみておこう。

明治9年除高のうち、<表4>から明らかなように

<表4> 子(明治9年)除高

	田		畑		新所有者
	町反	畝歩	町反	畝歩	
新野村分	9	3 06	6	7 16	小林九之丞 中山実之助 横田ほか2名
〃	2	0 19	2	6 19	
篠井村分	1	6 4 29	1	0 0 21	
小計	2	7 8 24	1	9 4 26	
		88.0		91.2	
子除高計	3	1 7 17	2	1 3 23	
		100.0		100.0	

(注) 山田家「萬差引調帳」

田の88.0%、畑の91.2%が篠井村と新野村分である。しかも篠井村分は全部売り尽くされ、新野村分は当年と翌年の2年間にわたって、やはり売り尽くされている。続いて同家の高入を地域別内訳でみると、明治6年から8年までの集積は1件を除いて、すべて中野地方の田畑であった。その1件とは木島地方の高石村・善右衛門から田3筆1反8畝を高入(明治6年2月)したものである。明治8年の時点で木島地方の土地所有は安田(契約小作租265俵—明治6年と同量)、吉(同197俵—明治6年と同量)、それに中村(同15俵—同)と先の高石分である。ところが山田家は、明治9年になると突然堰を切ったように、木島地方の土地集積にのり出す。<表5>にみられるように、明治10年には中野地方の北部すなわち木島地方に接する田上村の土地にも手を出している。これら木島地方と田上村分の各年度の入高を中野地方も含めた全入高とくらべてみると、40%前後にあたる。明治9、10年における木島地方と田上村の高入に関して、その中にはいわゆる低当流れになった分も当然含まれている。その比率は田と畑で多少違うが、畑の明治10年入高⁽¹²⁾35%以外は10%以下とみてよい。すなわち逆にいえば、新規買入れによるものが大部分であったといえる。いまこの点を

<表5> 各年取得反別にしめる木島地方分

		子(明治9)入高		丑(明治10)入高		寅(明治11)入高		寅(明治11)入高						
		町反	%	町反	%	町反	%	町反	%					
田	木島分内、貸付金との相済分	4	1 8 13	47.2	1	2 0 05	37.2	2	2 4 12	50.4	田上分内、同左	1	7 2 01	38.7
	合計	8	8 6 29	100.0	3	6 7 16	100.0	4	4 4 26	100.0	合計	4	4 4 26	100.0
畑	木島分内、貸付金との相済分	2	8 16	7.6	3	4 5 02	47.0	7	0 14	24.1	田上分内、同左	1	6 8 01	57.4
	合計	3	7 4 15	100.0	7	3 3 09	100.0	2	9 2 20	100.0	合計	2	9 2 20	100.0
田畑合計	木島分	4	4 4 29	35.3	4	6 5 07	42.3	2	9 4 26	40.0	田上分	3	4 0 02	46.1
	合計	12	6 1 14	100.0	11	0 0 25	100.0	7	3 7 16	100.0	合計	7	3 7 16	100.0

(注)(1)「合計」は中野地方分も含むすべての入高。「貸付金との相済分」とは、いわゆる低当流れに当たる。

(2) 山田家「萬差引調帳」

法(10) 売却処分された土地は岩舟村分所有地の一部である。なぜ岩舟村分が選定されたかは不明である。岩舟村「田知出生米地代金積取調帳」(明治6年、同区共有文書)によると、同村の壬申地券調における地目変換「田戻御願中」あるいは「畑成御願中」はわずか数筆にすぎなく、また山田家所有地分にはそれがない。したがって地目変換にもとづく増租(畑より田の方が賃租賦課率が高い)とは無関係である。

(11) 山田家資金貸付の金利(年利)はふつう、100円までの貸金が20%、101円以上が15%である。

(12) 穂高村小見の山崎平右衛門(戸長)が明治6、7、8年の3回にわたり、都合元金1,100円借りたが、一部返済不能となり、畑を手放した。(小見村「萬控帳」によると、いずれも「書入」である。)

<表6> 貸付金返済不能による取得田畑(山田家)

		田畑取得合計	うち、貸付金返済日と土地取得日が一致 (A)	資金貸付中の土地取得 (B)	(A)+(B)
明治6~11	件数	118件	28件	14件	42件
明治8年~同11年	件数	107件	27件	14件	41件
	割合	100.0%	25.2%	13.1%	38.3%
	田畑面積	町反畝歩 31 3 7 09	町反畝歩 14 3 0 04	町反畝歩 2 7 4 05	町反畝歩 17 0 4 09
	割合	100.0%	45.6%	8.7%	54.3%

(注) 1) 宅地家屋取得は除く。交換売買も除く。

2) 表中の(B)は特定の者に山田家が資金を貸付け、返済年月日よりもかなり前に(たとえば1ヵ月)、土地を取得している場合。したがって、その取得が当該貸付金と関連あるかどうかは厳密には不明である。

3) 山田家「萬差引調帳」

別の角度からみると<表6>のごとくである。

明治8年から11年の間に山田家の取得した田畑は都合31町余あった。そのうち、田畑取得(帳簿には「買入」と表記されている)の日付と貸付金の山田家への返済日が一致するもの(表中のA)は反別表示で全体の46%にあたる。また資金借主が山田家から資金を

借りている最中に同家へ土地を売渡した(したがって両者の日付は一致しない)場合(表中のB)が9%ある。このようにみえてくると、同期間中に取得した土地のおよそ半分は、資金借主が返済金元利の一部にあてられたために手放したものと見える。この「半分」という程度をみても、木島地方と田上村の「10%以下」の低さ、

<表7> 地方別貸付金

		明治8年(亥)				明治11年(寅)				
		貸付額	%	件数	%	貸付額	%	件数	%	
中野地方	円 0.01~10.00	196.50		29		82.50		12		
	10.01~30.00	602		29		346		18		
	30.01~50.00	785		17		356.50		8		
	50.01~100.00	1,480		17		1,698		19		
	小計	3,063.50	47.1	92		2,483	36.7	57		
	100.01~500.00	3,435		14		1,625		8		
	500.01~	0		0		2,650		3		
合計	6,498.50	100.0	59.8	106	65.4	6,758	100.0	40.6	68	38.2
木島地方	0~10	41		5		175		23		
	10~30	146		7		451		21		
	30~50	301		7		810		17		
	50~100	789		10		920		11		
	小計	1,277	89.5	29		2,356	75.1	72		
	100~500	150		1		780		5		
	500~	0		0		0		0		
合計	1,427	100.0	13.1	30	18.5	3,136	100.0	18.8	77	43.3

土地集積の利回りと地租改正

その他	0~10	48		6		0		0		
	10~30	110		6		125		5		
	30~50	0		0		85		2		
	50~100	440		5		700		7		
	小計	598	20.3	17		910	13.4	14		
	100~500	2,350		9		5,860		19		
	500~	0		0		6,770		0		
合計	2,948	100.0	27.1	26	16.0	16,664	100.0	40.6	33	18.5
総合計	10,873.50	100.0		162	100.0		100.0		178	100.0

(注) 山田家「萬差引調帳」

買入れ割合の高さは顕著である。

ここで注意しておかなければならないことは、木島地方の土地買入れ割合の高さについてである。この高い割合はあくまで地租改正直後の時期のものである。以後、山田家にとって貸付金返済不能のために取得する土地が木島地方分についても、その比率を高めていくことは予想されうる。すなわち、その前提となる資金貸付について明治8年と11年をくらべた時、<表7>にみられるように木島地方に比重がかけられているからである。中野地方は100円以上の大口貸付比率が高く、木島地方は逆に小口貸付が主体である。3年間の推移をみると、前者の貸付比重は小さくなり、大口貸付は横這いであるのに対して、後者の比重は増大し、貸付絶対額では2倍になっている。木島地方の貸

付件数をみても、明治7年までは10件台でほとんどとりに足らず、明治10年前後に大幅に伸びていることを示している。つまり、地租改正期ごろから後進地帯の木島地方へ、納税資金をはじめとした小口資金の貸付を積極的に行なったとみてよいだろう。

II 土地収益利回り

明治9、10年の高除に際して篠井村、新野村分が選定されたことについては前に触れたが、ここでその選定根拠を探ってみる。そのために、山田家所有地が存在する中野地方の各村ごとに、明治8年度の実納小作租1俵当たり地租を算出してみよう。<表8>におけるごとく、村別に収納された小作租(畑の代金納分も畑俵

<表8> 明治8年度実納小作租1俵当たり地租(円/俵)

	東江部	西江部	岩舟	押切	新保	吉田	片塩	篠井	新野
円	0.281	0.286	0.241	0.122?	0.234	0.267	0.287	0.271	0.267
%									
田実納率	97.5	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3	97.3
畑	88.9	90.6	89.6	90.7	91.8	88.1	90.1	92.5	81.8
合	94.0	93.8	90.7	92.2	94.2	93.8	90.4	97.6	89.2

(注) 1) 押切村分の数値は小さすぎると思われる、「御年貢高役帳」には押切と清水村の欄しかもうけられておらず、他方「小作入帳」には押切村分のみで現小布施町の分が全部そこへ含まれている。

2) 租1俵は5斗入

3) 明治8年「小作入帳」, 「萬差引調帳」(山田家文書)

数に換算) 1俵当たりに、どの程度の地租が課せられて 続いて問題の篠井、新野両村が位置している。居村のいるかをみることによって、地租負担の軽重がわかる。地租負担が重いにもかかわらず、土地を即刻処分しなければならず、居村の(両)江部村と片塩村が最も重く、⁽¹⁴⁾ 片塩村分の土地をそのま

(13) 新野村は「高井郡田方地位等級表(第拾九大区)」(明治8年, 山田家文書)によると7等級のうち第1等級に属している。そして「地租改正新旧貢額精算帳」(明治9年, 山田家文書)で反米をみても第拾九大区27カ村中最高(反大豆は13番目)である。

(14) 東江部の所有面積は明治8年12月の田畑合計30町3反(地価金8,077円)から同16年には田畑ともに減少して、27町歩(地価金7,506円)である。(江部村「地租改正名寄帳」中野市立図書館所蔵)

ま保持している理由は明らかでない。おそらく適当な買手が見つからなかったことによると推定される(篠井・新野村分の土地処分の際にも、かなり苦勞した跡がうかがわれる⁽¹⁵⁾)。

つぎに、明治9、10年に木島地方の土地を意欲的に

集積し出した根拠は奈辺にあるのだろうか。まずその前提として、中野地方の各村の地租改正による正租の変化(明治7年対8年)と貢租(賦課)率——石高にたいする貢租米の割合——の関係についてみてみよう。

<表9>のように山田家所有地の存する村々のうち、

<表9> 明治7年から同8年の正租の変化(山田家持地分)

		正 租				契約小作 佃 俵	貢租賦課率		全村改出率 %	検 地 時
		円	銭	厘	毛		指数	%		
江 部	明治7年	389	77	3	7	100.0	1,459	田 32.1	162	(東)天領 (西)飯山藩領
	明治8年	378	58	2	0	97.1	1,494	畑 13.6	137	
岩 舟	明治7年	25	15	6	4	100.0	96	田 35.7	175	天 領
	明治8年	26	84	9	0	106.7	105	畑 18.5	118	
新 保	明治7年	283	50	6	3	100.0	795	田 42.9	114	天 領
	明治8年	178	65	0	2	63.1	808	畑 15.0	125	
吉 田	明治7年	53	37	0	9	100.0	71	田 50.6	137	飯山藩領
	明治8年	23	48	7	0	44.0	68	畑 22.3	138	

(注) 1) 第拾九大区25カ村のうち、吉田の田の貢租賦課率の高さは、寒沢(60%)、栗林(59%)、安源寺(51%)に次いで4番目である。また25カ村の畑貢租賦課率については、佐野(38%)、桜沢(25%)、平穩(25%)、戸狩(24%)、寒沢(23%)、吉田(22%)の順である。桜沢以外はすべて、検地時には飯山藩領。「地租改正新旧貢額精算牒」(第拾九大区、明治9年8月)

2) 貢租賦課率は各村全耕地の平均値であり、山田家持地分の値ではない。全村改出率も同様。

3) 「御年貢高役帳」(山田家文書)、「地租改正新旧貢額精算牒」(第拾九大区、明治9年8月、山田家文書)

貢租率の低い江部村から最も高い吉田村までの4か村を選び出して並べると、貢租率の低い村(江部・岩舟)は地租改正に際して正租は軽減されておらず、逆に貢租率の高かった村(新保・吉田)は正租が大幅に軽減されている。各村全体についての改出率(新反別÷旧反別)をみても、江部・岩舟は縄伸びが大きく、新保・吉田は小さい。貢租賦課率が高く、改出率が小さい(縄伸びの少ない)村ほど減租になっている。これは旧貢租の寛苛の不均衡を是正するという地租改正の主旨からすれば当然といえよう。

それでは、つぎに<表10>から木島地方の村々の改出率と減租率をみてみよう。改出率は吉を除くと、高

々130%台で中野地方とくらべて高いとはいえない。吉は木島地方の最南端あたりに位置しており、田畑ともに改出率の傑出した高さ(安田も?)は、幕末期に酒米用としての木島米の安定的確保を目的とした進出の根拠を提供しているように思われる。続いて減租率に目を移すと、分母に貢租米×改正米価を用いた場合と石代金の場合とでは、値にかなりの差異が生じている。木島地方の改正米価は石当たり3円69銭であるが、これは明治5、6、7年の3か年出来秋期米価の平均値である。いま木島村大字天神堂組「組誌2号」によって、明治5、6、7年の最低米価の推移をみると、3.90円、3.90円、5.70円となっており、5、6年は低

注(15) 「新野(村)中山実之助へ新野地世話料共御礼遣」として明治10年2月、山田家は幹施者中山に5円を支払っている。「御年貢高役帳」による。

(16) 上論「朕惟フニ租税ハ国ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ。従前其法一ナラス、寛苛輕重率ネ其平ヲ得ス。仍テ之ヲ改正セント欲シ……之ヲ公平画一ニ歸センメ地租改正法ヲ頒布ス。庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン。主者奉行セヨ。」(明治六年七月地租改正条例及其関係法令「地租改正例規沿革撮要」p. 325『明治前期財政経済史料集成第七巻』所収)

(17) 有元正雄「地租改正における地価の決定」p. 94 明治史研究叢書Ⅺ『明治維新と農業問題』所収。

(18) 福島正夫『地租改正の研究(増訂版)』p. 467, 第5表。

(19) 大正5年2月編、天神堂区共有文書。

土地集積の利回りと地租改正

<表10> 山田家所有地とかかわりをもつ村々の改出率と減租率(%)

地方	村名	検地時	明治7年→同8年 改出率計	村全体の 賃租賦課率	平均 田畑 分厘	田畑反別比率		減租率		
						田(実数)	畑(実数)	地租×100 賃租米×改正米価	地租(明治8年) 石代金(明治7年)×100	
中野地方	篠井		120	33.4	{ 3 9 0 1 6 7 }	67 (14.3町)	33 (7.0町)	83.2	63.6	
	新野	天	129	28.2	{ 4 4 3 1 5 3 }	42 (31.0)	58 (42.6)	90.0	66.9	
	新保		114	32.0	{ 4 2 9 1 5 0 }	58 (62.7)	42 (46.2)	74.0	56.5	
	岩舟	領	175	24.4	{ 3 5 7 1 8 5 }	40 (21.7)	60 (32.2)	142.7	108.9	
	(東)江部		162	21.4	{ 3 2 1 1 3 6 }	58 (31.7)	42 (22.9)	126.9	100.5	
	(西)江部			34.5	{ 1 3 6 5 0 6 }	45 (14.4)	55 (17.3)			
	吉田		137	33.1	{ 5 0 6 2 2 9 }	30 (40.5)	70 (93.1)	79.5	60.7	
	片塩	飯	171	32.1	?	47 (29.1)	53 (32.7)	78.4	57.1	
	木島地方	吉山		162	47.3	?	88 (23.9)	12 (3.3)	99.1	71.3
		天神堂	山	129	28.0	?	40 (38.4)	60 (56.5)	155.4	111.8
小見		藩	97	31.9	{ 5 2 2 3 1 5 }	16 (7.2)	84 (37.5)	96.4	71.9	
中村		領	131	54.9	{ 6 3 0 3 0 3 }	68 (37.4)	32 (17.4)	60.3	45.0	
犬飼			138	54.4	?	52 (43.9)	48 (40.8)	56.4	41.9	

(注) 1) 明治7年(屋敷)→明治8年(宅地)の反別は狭小のため、改出率の計には算入したが、それ自体の欄は省略した。

2) ()内の反別のうち、東西両江部の分は旧反別、それ以外の分は改正反別。

3) 吉田、片塩は山田家の居村「江部」に隣接する村。

4) 改正米価は石当たり3円78銭(「高井郡上筋」、中野地方含む)と同3円69銭(「高井郡下筋」、木島地方含む)。

5) 賃租米、石代金、地租には屋敷宅地分も含まれている。

6) 資料:「長野県町村誌」(北宮篇)、「地租改正新旧賃額精算簿」(第拾九大区、明治9年8月、山田家文書)、「野賦帳」(小見:明治5年10月、中村:明治4年10月、木島平村公民館所蔵)

米価で7年に高騰している。この米価の基準単位は「貳俵当」となっているが、天神堂(村)を含むこの地方で、当時一般的に1俵=5斗入りであったのか、山田家「小作入帳」にみられるように1俵=4斗2升入りであったのかは不明である。しかし、明治7年の5円70銭を念頭において、同年の天神堂村ほかにおける、貢租米の石代納額から石当たり基準米価を算出すると5円13銭となり、ほぼ一致する⁽²⁰⁾。このことから「貳俵当」は石当たりと考えて差支えないだろう。すると米価の推移をやや長期的にみると改正米価3円69銭は5、6年の低米価に引きつけられたため、実際の趨勢よりもかなり安いことが知られよう。したがって、そのような性格の改正米価(×貢租米)を用いて旧貢租額を算出すると地租改正による減租が相殺されてしまったため、より長期的実情に近い値として石代金(明治7年)と地租の対比によって減租率をみると、天神堂(111.8)を除いて木島地方は全面的に減租となっており、とくに中村・犬飼の貢租賦課率の高さ、したがって減租率の高さはいちじるしい。

ここで注意しておかなければならないことは、貢租賦課率の高さと田畑比率についてである。これら考察対象となっている地域では、畑の貢租賦課率は、田のその半分程度の高さである。それ故、村全体にせめる畑の比率が高いほど村全体の貢租賦課率は引下げられる。たとえば小見は田と畑の比が16:84で村全体の貢租賦課率が32%となっている。しかし手許にある同村の貢租の「割賦帳」⁽²¹⁾(明治5年)によると貢租賦課率は、田が52.2%、畑が31.5%となっており、中村のそれ(明治4年「割賦帳」⁽²²⁾の田63.0%、畑30.3%)に準ずる高さを呈している。また、小見の改出率と村全体の貢租賦課率は、それぞれ119%、32%で、中野地方新保の値(118%、32%)と等しいが、新保の貢租賦課率

(「地租改正新旧貢租精算簿」第拾九大区、明治9年8月)は、田42.9%、畑15.0%で小見よりも低い。

このように木島地方の村々はすべて幕末期には天領となっていたが、17世紀後半の検地時においては、飯山藩領であったことによる影響で、農民は一般に重い貢租を賦課されていたといっていいただろう。すなわち、山田家は地租改正前には貢租率が高まりにも高く、木島地方のこれらの村々の土地に手を出せなかったが、改正後の貢租負担軽減が山田家の進出を積極的にした理由といえる。

つぎに木島地方の山田家への土地売渡人の経済事情を、小見村「萬控帳」⁽²⁴⁾および「萬覚帳」から推測してみよう。<表11>によると、山田家は地租改正後明治10年になって、小見村の土地所有者10名から都合1,000円余で土地を買得(抵当流れではない)している。それら10名の売渡人の土地質書入・売渡状況を明治5年までさかのぼってみると、いずれも頻繁に土地を抵当に入れて借金していることがわかる。当時の小見村の土地台帳が欠けているため、彼らの土地所有規模は不明であるが、木島太右衛門、山崎平右衛門は名主・戸長級の者である。特に後者は戸長としての社会的地位と信用力を利用して、他町村から資金を借入れ、それを村内の資金需要者に転貸するという役割を果たしていた中小地主のようである。その彼も含めて明治5年3月以降、いずれの者も幾何かの資金借入れを行っており、したがって何らかの経済変動があった場合、たえず土地を手放す境遇に置かれていたといえよう。彼らにとって、地租改正によって減租となったとしても資金借入れせずして済ますほどには経営(家計)⁽²⁵⁾が安定したとみることはできないだろう。こうして明治10年になって村内では1件当たり平均土地価格65円程度、都合31件2,000円余の売買が行なわれ、

注(20) ちなみに小見村の「明治六年租税皆済帳」(同区共有文書、木島平公民館所蔵)によると貢米67石8斗1升4合でその石代納は267円76銭となっている。これは貢米石当たり3円95銭となり、「天神堂組誌」の明治6年の最低米価3円90銭と一致する。

(21) 「当壬申租税上納割賦帳」小見村、当中々戊辰三ヶ年定免、明治五年十月。

(22) 「未貢税割付之事」中村、己未迄三ヶ年定免、明治四年十月。いずれも各区共有文書、木島平村公民館所蔵。

(23) 土地所有者の手取り部分が増えた場合、土地価格は騰貴するはずである。そこで小見村の奥書割印帳である「萬控帳」「萬覚帳」(文久元年~明治10年、役元・戸長役場)の質書入証文を利用して、抵当地1石当たりの借入金を算出してみた。それによって土地価格の変化を見出そうとしたが、理論的に正しい傾向は検証しえなかった。それは借入金と抵当地反別との乖離(ふつり、借入金よりも抵当地価額の方が大であった)にもとづくためとみられる。

(24) 注(23)参照。

(25) 明治23年、27カ村にわたる斎藤万吉の自作農家(田畑19反)家計調査によると、支出費目のうち諸負担は31円で最も大きい。しかしそれは支出総額261円の12%にすぎない(この割合は明治32、41、44、45年においてもほとんど変わっていない)ことから推して、地租改正によって減租になったとしても、ただちに生活に余裕が出てきたとみることはできない。(斎藤万吉『日本農業の経済的変遷』pp. 140~41)

円, (件数)

<表II> 山田家への土地売渡人の累年買蓄入・売渡状況 (下高井郡穂高村小見)

山田家への土地 売渡人(明治10年時点)	地 目	地 価 金 円 銭	売渡代金 円 銭	売渡代金 地 価 金	明治5年 3~7月 円 銭 (件)	明治6年 3~12月 円 銭	明治7年 1~12月 円 銭	明治8年 1~5月 円 銭
木島 太 右 衛 門	田	139 29	180	1.29	234 75 (2)	304 70 (3)	100* (2)	295 25 (8)
桑 原 滝 藏	畑, 畑荒地	?	12				25 (1)	12 (1)
古 川 伝 吉	田, 畑	92 48	123	1.33			24 (1)	119 25 (4)
山 崎 莊 右 衛 門	田, 畑	106 46	147	1.38	204 25 (3)	80 (1)	99 (2)	72 (2)
山 崎 治 兵 衛	田	49 02	66	1.35				
山 崎 儀 兵 衛	田, 畑, 宅地, 畑荒地	37 12	57	1.54		71 43 (1)	10 (1)	85 (2)
山 崎 新 五 兵 衛	畑	7 54	8 50	1.13	65 (2)	20 (1)		
山 崎 伝 兵 衛	畑, 宅地, 畑荒地	?	43		105 (1)	192 85 (2)		158 (1)
山 崎 勘 兵 衛	田, 畑, 宅地	149 94	183	1.22		355 71 (2)		18 (1)
山 崎 平 右 衛 門	畑	280 64	322	1.15		2,508 (9)	1,033 50 (15)	
売渡代金計			1,141 50					
村全体としての合計					1,383 06 (24)	4,833 94 (33)	3,498 82 (50)	1,247 04 (38)
1件当たり					57 62	146 48	69 98	32 82
参 考	山崎平右衛門の資 金貸付と土地買い				92 (2)	1,799 99 (5)	506 (2)	333 50 (7)

<表11>つづき

売渡人	明治9年 3～12月		明治10年 1～12月		明治11年 1～12月	
	賃書入 円 銭	土地売渡 円 銭	賃書入 円 銭	土地売渡 円 銭	賃書入 円 銭	土地売渡 円 銭
木島太右衛門	84 85 (2)	100 (1)	394. 50 (5)	180 (1)	58 50 (2)	86 50 (2)
桑原滝藏				32 (-2)	11 (-2)	
古川伝吉				176 80 (4)		15 55 (2)
山崎莊右衛門				253 50 (5)		67 50 (4)
山崎治兵衛	49 (4)			61 (1)	50 (1)	
山崎儀兵衛	30 (1)			245 (5)	7 (1)	40 (1)
山崎新五兵衛				8 50 (1)		
山崎伝兵衛				203 (3)		198 (2)
山崎勘兵衛	10 50 (1)			248 (2)		
山崎平右衛門	300 (4)			322 (1)		
売渡代金計						
村全体としての合計	1,139 85 (29)	457 (8)	492 50 (13)	2,027 30 (31)	394 (21)	827 70 (21)
1件当たり	39 31	57 13	37 88	65 40	18 76	39 41
参考	0	0	0	663 50 (7)	10 (1)	0

(注)1) * 山崎平右衛門と連名で借入。* * 内、80円(1件)、計見在住の所有者が道科郡の者に売渡した分、を含む。
 2) 明治9年12年まで下高井郡小見村「萬覚帳」、明治10年1月より、小見「萬覚帳」。いずれも小見区共有文書(木島平村公民館所蔵)
 3) 明治5年7月から同6年2月までと明治8年5月から同9年2月までの記載は両帳簿にない。

山田家への売渡分はそのうちの半分をしめている。そして幾人かは翌年も土地を手放している。

このように木島地方において、たえず没落の危機に晒されている土地所有者がおり、その彼らから地租改正後、山田家は中村・天神堂村あるいは田上村の土地を買収した。その際、減租・土地価格上昇と米価を総

合的に包含するものとして、土地収益利回りを算出してみたのが<表12>である。

利回り計算に先立って、まず反当契約小作料俵数を中野・木島地方についてみると、後者の方が多い。これは従来、中野地方よりも木島地方の貢租率が高かったため、小作料率も高くならざるをえず、その高率小

土地集積の利回りと地租改正

<表12> 地方別土地利回り

	反当契約 小作租俵数	反当 「地価」	反当 買取額	契約小作租 1俵当たり 買取額	土地利回り				筆 数
					1俵当租価 111 銭		1俵当租価 167 銭		
					実納率 100%	同83.9%	実納率 100%	同85.2%	
中野地方	田 3.55俵	40.56円	42.97円	12.10円	0.063	—	0.110	—	16
田 上 (19筆中9筆)	田 4.03	40.72	?	?					19
	田 3.94	40.20	36.32	9.22	0.087	0.068	0.148	0.121	9
水島地方 うち	田 4.22	43.43	38.27	9.07	0.088	—	0.150	—	22
中村 〔天神堂〕	田 4.40	44.24	46.46	10.56	0.076	—	0.129	—	12
	田 3.94	43.22	28.45	7.22	0.108	0.083	0.185	0.151	10

- (注) 1) 明治9年1月16日~同11年7月16日の間に取得した土地(田)の平均値。(「買取額」記帳漏れ分除く。)
 2) 田上分19筆のうち「買取額」の表示のあるもの都合9筆を下段に並記した。
 3) 田上と天神堂は千曲川、樽川に接した位置にある。
 4) 千曲川に接した木島地方の安田村の小作料実納率: 明治6年83.8%, 7年78.5%, 8年84.2%, 9年100.0%, 10年72.9%, 11年91.7%。10年までの平均値83.9%, 11年まで85.2%, (山田家「小作入帳」より算出)
 5) 小作租1俵当たり租価: 10年1円11銭, 11年1円67銭(「小作入帳」記載の「田方相場」を使用)
 6) $\frac{\text{反当契約小作租俵数} \times \text{実納率} \times \text{租価} - \text{反当「地価」} \times 0.03}{\text{反当買取額}} = \text{土地利回り}$
 ただし、明治9年取得分の土地にも地租率0.03(民費含む)を使用。
 7) 山田家「萬差引調帳」、各年「小作入帳」

(26) 作料がそのまま地租改正後にまで持ち越されてきたためである。そして<表13>から取得地の地位(等級)別分布状況を見ると、木島地方は中野地方にくらべて、より劣等な土地の集積である。それにもかかわらず反当小作料は高いのである。つぎに反当買取額をみると、こんどは逆に木島地方(中村)は高い小作料率にもかかわらず、中野地方よりも安いのである。これは高社

<表13> 取得田の地位別分布 (%)

地方	地位					計	筆数
	1~4等	5等	6~9等	不明分			
中野	61.7	16.7	16.7	5.0	100.0	60	
うち、田上以外	55.5	11.1	25.1	8.3	100.0	36	
うち、田上	70.8	25.0	4.2	0	100.0	24	
木島	31.7	13.3	46.7	8.3	100.0	60	

(注) 山田家「萬差引調帳」

山に分断された両地方の土地市場の違いによるものであり、とくに天神堂の田の買取額の安さは利回り計算に際して決定的な意味をもっている。

これらの特質をもつ各項目の数値を公式に代入して土地利回りをはじき出すわけであるが、手順として1俵当たりの租価が明治10年の場合1円11銭であり、11年には1円67銭⁽²⁷⁾であるので、その双方の数値を代入してみる。つぎに、小作料実納率100%と仮定した場合と、現実に即した実納率を用いた場合をみる。田上・天神堂は千曲川に接しており、川の増水、氾濫によってたえず悩まされた村である。そのため、これと同じ条件(位置)にある安田村の田小作料実納率を山田家「小作入帳」から算出してみると、明治6年—83.8%, 同7年—78.5%, 同8年—84.2%, 同9年—100.0%, 同10年—72.9%, 同11年—91.7%となっている。そして明治6年から9年までを平均すると86.6%となり、同10年まででは83.9%, 同11年まででは85.2%となる。この明治10年までと同11年までの2つの平均値を千曲川隣接村落の田小作料実納率と推定し、現実に即した実納率としたい。

中野地方の取得田は広く分散しており、その中には水害を受けるものも無いわけではない。しかし山田家

注(26) 木島地方と田上の契約小作料率を、大正11年長野県下高井郡「小作慣行調査書」(農林省農務局、東大農学部図書館所蔵)によってみると、中村(小見も)は67%(田)、田上(を含む俵村)は60%(ただし地租改正時には73%とある)である。中村の場合も改正時にはさらに高率であったろう。慣行としての高率小作料のうち、旧来その多くを貢租として納めねばならなかったが、地租改正後の貢租軽減を通じて地主の手取り部分は増大したのである。

(27) 両年の租価格は小作料納入時の小作料代金納換算相場。

「小作入帳」によると、江部村の田の実納率は明治7年(28)の水害時が84.4%プラス若干の稗でかなり悪いが、そのほかの年(明治6年から同11年までのうち)は、すべて98~99%の中におさまっている。また新保村は明治7年が95%、同9年が97.5%で、そのほかの同6、8、10、11年は100%を達成している。これらのことから中野地方の実納率は100%とした。

そこで計算の結果によると、実納率100%とした場合、田上あるいは木島地方の利回りが中野地方にくらべてかなり上回っている。利回りの一構成要素・穀価は毎年変動するが、その影響は両地方に共通したものであるため、田上、木島地方の優位が逆転することは有りえない。続いて河川に接した田上・天神堂にたいして実納率83.9%、85.2%を用いると、利回りは4%近く低下する場合もみられるように、下がり幅が大きく、中野地方の田利回り(6~10%)と等しいか若干有利なものとなっている。しかしそれも中野地方の実納率100%が前提であり、実際には依然として田上・木島地方の優位は不変と考えられる。こうしてさまざまな場合を想定しつつ、田上、木島地方の高土地利回りを立証してきた。ここに山田家の木島地方進出の経済的根拠を抽出することができたわけである。

III おわりに

近世の中野地方において、山田家は軽租地といわれる天領を中心に土地集積を行なってきたが、封建的貢租の軽重の弊をただすという企図に沿った地租改正の結果、旧来私藩領で相対的に過重負担であった木島地

方の貢租は軽減され、それによって中野地方と同等あるいは、それ以上の土地収益利回りが保証された。ところで、この中野地方の田畑利回りは、実は諸々の村に広く散在する山田家所有地の平均値である。前掲<表8>で指摘したごとく、実納小作料1俵当たり地租負担の軽重は、村によって区々であった。そのような中で地租負担の重かった篠井・新野村分所有地の利回りを考えた場合、それは木島地方の利回りよりも明瞭に低かったといえるだろう。これが地租改正の帰結(30)であり、後進地域・木島地方進出の牽引力である。

中野地方において利回りのよくない土地(篠井・新野村分等)は売り払われ、その代金は木島地方の土地に直接投資された。この土地買替えは明治10年代を通じて一貫している。山田家から土地を買い取った者は、利回り観念に左右されにくい自作農上層であった。木島地方における直接土地投資と並行して小口の資金貸付も旺盛となっていく。かくて地租改正を契機として、山田家の木島地方への進出基盤はでき上がった。こうして明治30年における同地方の実納小作料(玄米)は八百数十俵に及んでいる。

〔付記〕本稿の作成にあたって多くの方々から助言、御援助を賜った。長野において、山田頭五、山田一衛、金井喜久一郎、金井明夫、田川光雄、町田正三、大井隆男、上条宏之の各氏にお世話になり、大学においては斎藤修、高山隆三、常盤政治の各先生から適切なコメントをいただいた。ここに感謝の意を表したい。

(長野経済短期大学講師)

注(28) 長期間の水害で水稲が全滅した場合、この地方ではそのあと稗をつくった。稗は成育期間が短いため、7月下旬に播種しても秋には収穫できるという。(岩舟 町田むつ氏談)

(29) ただし畑の実納率はよくない。

(30) 永井秀夫氏が分析対象とされた佐藤家が「かつて、立谷川以北のみに土地を取得し、地租改正後にはじめて川南に進出し、むしろその地域に重点を置くようになったことの意味は、おそらく旧領主支配の分散性と関係すると思われる。川北の耕地は、何れも、高嶺村それ自身の属した漆山(秋元)領、および天童領に属するが、川南の耕地は北目代官領(天領)および山形領に属するのである。領域支配の消滅による土地集中の解放の意味をみとめることができよう」と永井氏は言われるが、それをつぎ詰めれば山田家と同様、「慎重な収益計算」の結果といえるだろう。(永井秀夫「地租改正と寄生地主制——山形県村山地方を中心として——」p. 197宇野弘蔵編『地租改正の研究上巻』所収)同様のことは愛知県中笠家についてもいえよう。(甲斐英男「幕末明治期における一地主の小作地経営について——愛知県半田市中笠家の場合——」p. 43, 広島史学研究会『史学研究』第63号)他方、利回り概念が欠落して、地主米はいくら安くなくても地主は得をしているとする見解も見られる。(守田志郎『米の百年』p. 98)